

## 監査公表第5号

### 監査結果に基づく措置について

平成30年3月29日付監査報告第18号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、その結果を公表します。

平成30年10月2日

大牟田市監査委員 中 原 修 作  
同 大 野 哲 也

ス 第 361号  
平成30年9月28日

大牟田市監査委員 中原修作 殿  
大牟田市監査委員 大野哲也 殿

大牟田市長 中尾昌弘  
(市民協働部スポーツ推進室)

### 定期監査の結果に基づく措置について

平成30年3月29日付け監査報告第18号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

#### 【個別指摘事項】

#### 一般会計

#### (市民協働部)

#### 【個別指摘事項】

#### 1 学校体育施設使用料 (スポーツ推進室)

##### ①使用料の徴収について

前回の定期監査において、学校体育施設使用料が納入期限までに納付されておらず、未納者に対して学校体育施設開放の手引きに基づいた取扱いが行われていない件について、納入期限までの納付を徹底するよう策を講じるとともに、適正な事務の執行に努めるよう指摘を行っていたところである。

この指摘を受け、スポーツ推進室では、納期限の設定の考え方、使用料未納が発生した場合の使用許可の取消しの考え方等について再整理を行い、学校体育施設開放の手引きの見直しを行われているが、納入期限を過ぎた出納閉鎖期間までの納入を認めることを前提とした見直しとなっており、納入期限までの納付の徹底を図るための見直しとはなっていない。

公の施設の使用料は、受益者負担の原則のもと、行政サービスを利用する人が応分の負担をすることにより、負担の公平性を確保するために利用者から徴収するものである。公平性の確保及び納入の推進を図るという観点から、納入期限までの納付を徹底するための策及び使用料未納が発生した場合の未納者への対応等について、再度検討され、適切な対応を図られたい。

## ②納期限の設定について

公の施設の使用料は本来、施設の使用許可を受けた際、又は使用の際に納入すべきものであり、大牟田市立小学校、中学校及び特別支援学校の体育施設の開放に係る使用料に関する規則（以下「使用料規則」という。）以外のスポーツ推進室が所管する公の施設に係る条例等では、すべて「許可と同時に」又は「使用しようとする時まで」に納入するよう規定されている。

使用料規則では、「市長が指定する日までに」使用料を納入しなければならないと規定されているが、これは、学校体育施設の使用許可権限は教育委員会に属し、使用料の徴収はスポーツ推進室で行うことから、本使用料については、使用の許可と同時に徴収することは困難なため、特に後日納入通知書により納期限を指定して納入させることを許容しての規定であると考えられる。

このような中、学校体育施設の定期使用に係る使用料について、前期使用（４～９月）に係る納期限を９月末日（２９年度は１０月２日）、後期使用（１０月～３月）に係る納期限を３月末日（２９年度は４月２日）と、施設の使用期間の最終日を納期限として設定されているが、納付書の送付から納期限までが長期間となっており、速やかな納付を促すものとなっていない。

納期限設定について、公の施設の使用料は「許可と同時に」又は「使用しようとする時まで」に納入すべきものとの基本的な考えのもと、使用料規則の規定の趣旨を踏まえ、適切な期限を設定するよう、再度検討されたい。

## 【措 置】

指摘事項については、次のとおりとします。

### 一般会計

#### （市民協働部、教育委員会）

##### 1 学校体育施設使用料

###### ① 使用料の徴収について

今回のご指摘を受けて、使用料の納入期限までの納付をさらに徹底するため、納付書とあわせて施設利用のお願いのチラシを同封し、利用団体に送付しました。

また、納期限日が近づいてきた場合、納入実績の確認を適宜行い、未納の場合は電話や文書等により納付催促を行います。なお、それでも使用料の未納が発生した場合は、督促等を行い速やかな納付を徹底します。

なお、使用料の納入については現在納付書により行っていますが、今後、納入促進につながるよう、納入方法についても検討を進めます。

② 納期限の設定について

今回のご指摘を受けて、これまで年2回の納期を、第1期（4～6月利用分）、第2期（7～9月利用分）、第3期（10～12月利用分）、第4期（1～3月利用分）の年4回に変更しました。

また、納期限の設定については、今年度から納期を年4回としたことから、第1期については事務処理上6月末日としました。第2期以降については、利用月の最初の月の末日を納期限に設定し、第2期を7月末、第3期を10月末、第4期を1月末として、利用月に対する納期限が長期間とならないように見直しを行いました。

なお、第1期の納期限の設定については、学校体育施設開放運営委員会との事務処理等の見直しが必要なことから、次年度に向けて検討を進めます。